

第2章 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮

<SDGs>



<MLGs>



現況

● 生物多様性の保全・再生

本県では約440万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、琵琶湖では2,400種以上、県域全体で10,000種を超える生物が記録されており、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮒ずしななど独自の地域文化も育まれてきました。

しかし、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、在来種であるニホンジカ、カワウ等や侵略的外来種の「数の増加」や、その一方で一部の在来種の「数の減少」といった、人間が引き起こした自然界のバランスの崩れという生物多様性の危機に対して取組を実施する必要があります。

また、県内では侵略的外来種の侵入・定着も確認されており、水生植物では平成19年（2007年）に初めて確認されたオオバナミズキンバイは、先に定着・拡大していたナガエツルノゲイトウとともに、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小することにより、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まってきた生物多様性が損なわれています。

また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、県民一人ひとりが、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

● 森林づくり

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が全森林の42%と最も多くなっています。

民有林での人工林は44%を占めており、主伐による利用が可能な森林（10齢級以上）は、76%となります。これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しています。

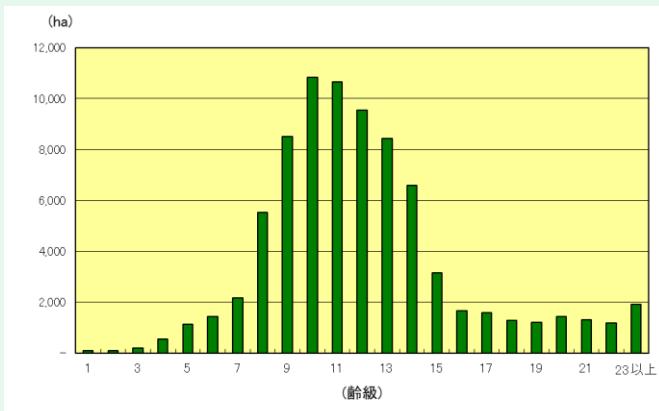


図2-1 人工林の齢級別面積（民有林）



手入れが行き届いた森林

生物多様性しが戦略

<自然環境保全課>

生物多様性は、わたしたち人間を含む全ての生きものの生存の基盤を形成しています。生物多様性を守り、暮らしの知恵や文化を継承しながら、自然の恵みを持続可能な形で活用していくことは、自然と人が、互いに生かし生かされ、ともに生きていくという共生の実現につながるものです。また、地域づくりの源となる地域資源や事業活動に不可欠な自然資本を守り育てることにもつながります。

社会・経済活動の基盤となる生物多様性を守り、未来に引き継いでいくため、滋賀県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する2030年までの基本計画として、令和6年3月に「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定しました。

保全・活用・行動の3つの方針の下、質と量の両面から取組を進めることとしており、象徴的な保全目標の一つとして、2030年までに、法令による保護地域と民間等の取組による保全地域（OECM）を合わせて、5,000ha増やすことを目指しています。（167,616ha：県土の41.6%→172,616ha：42.9%）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、地域団体や企業、県民の皆様を含む多様な主体と連携しながら、みんなで取組を進めます。

野生生物との適切な関係の構築

<自然環境保全課>

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。この滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18年（2006年）3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（共生条例）」を制定しました。

● 野生生物の保護

■ 希少種対策

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック」は2000年版の初版以来、共生条例に基づきおおむね5年ごとに発行されており、最新の2020年版では、絶滅危惧種（絶滅の危機に瀕している種）、絶滅危機大種（絶滅の危機が増大している種）または希少種（存続基盤が脆弱な種）に、866種の動植物種が選定されました。

希少種保護の対策として、平成19年（2007年）5月にハリヨなど22種、平成26年（2014年）1月にハマエンドウなど9種、令和2年（2020年）3月にアブラヒガイなど4種、計35種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、「生息・生育地保護区」を指定しており、令和2年度には「近江舞子ハマエンドウ生育地保護区」および「和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区」を指定し、県内の生息・生育地保護区の数は12箇所となりました。

また、指定希少野生動植物種であるハリヨとイチモンジタナゴについて、民間において進められている2つの事業を、条例に基づく保護増殖事業として令和6年4月に初めて認定しました。

■ 鳥獣保護

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（令和6年度現在：45箇所、99,692ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（令和6年度現在：14箇所、1,393ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

◆ 琵琶湖への水鳥飛来数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ハクチョウ類	624	944	612	817	606	647
ガン類	231	293	240	241	242	242
カツツブリ科	9,367	7,883	8,069	17,179	8,814	8,508
カモ類	92,909	99,598	77,047	82,913	113,851	85,862

● 外来種を含む野生生物の管理

■ 外来種対策

本県では、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、「指定外来種」を指定しています。平成19年（2007年）5月にワニガメやハクビシンなど15種類、平成26年（2014年）1月にフロリダマミズヨコエビ1種の動植物を指定し、飼養等の届出を義務づけ、野外への放逐等を禁止しました。

平成28年（2016年）10月にオオタナゴとヨーロッパナマズ、平成30年（2018年）4月にはガ一科魚類が外来生物法の特定外来生物となつたため指定外来種の指定が解除されました。令和2年（2020年）3月にヒメリングマイマイなど6種を指定し、現在、指定外来種は19種類となっています。

■ 外来水生植物の駆除

特定外来生物指定の水生植物は、琵琶湖ではボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等が確認されています。

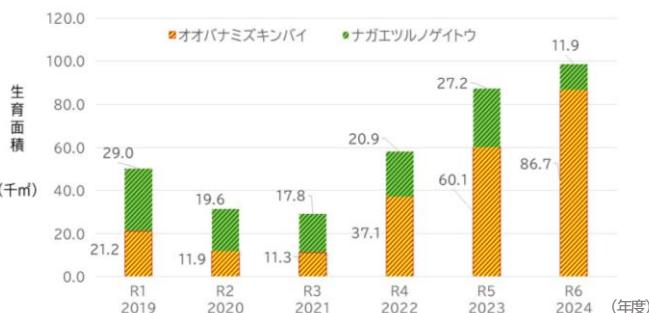
ボタンウキクサは平成19年（2007年）に赤野井湾等で繁茂しましたが、水草刈取り船による回収と越冬地での駆除を徹底し、短期間で根絶に成功しました。

ミズヒマワリは平成19年に南湖東岸で確認されて以来、ボランティア中心の駆除活動に本県も資材提供等の支援を行い、生育抑制を続けています。

ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは、沿岸域に大規模群落を繁茂させるため、機械と人

力を併用した駆除と巡回・監視を徹底し、生育面積を縮減し低密度状態を維持してきました。令和4年度以降の年度末生育面積は増加傾向にあり、今後、低密度状態の維持に向けて、他の水域へ分散するリスク等を考慮して、メリハリをつけた対策を継続して実施していく必要があります。

◆ 琵琶湖およびその周辺水域（ヨシ植栽地内部等は除く）における外来水生植物の年度末生育面積



■ 鳥獣被害対策の取組

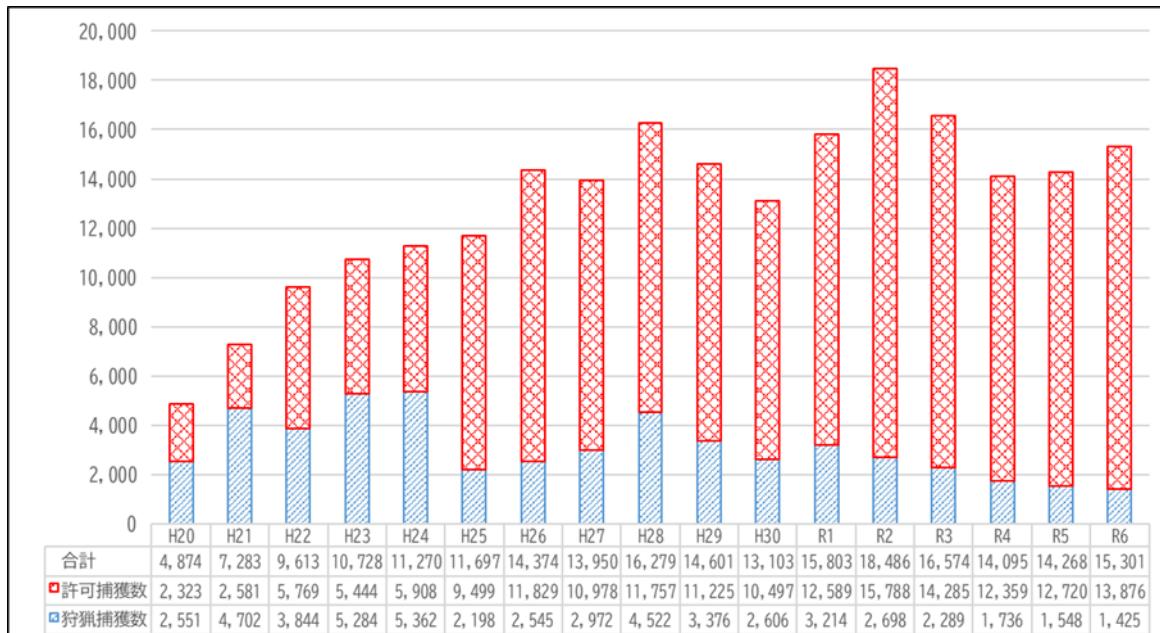
近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業や生活環境被害にとどまらず生物多様性の劣化など自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカの採食圧が要因とみられる下層植生の衰退により、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の多面的機能の低下が懸念されています。

こうしたことから、県では、農林水産業被害等の軽減、自然環境の保全とともに安定的な個体群の維持を目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウについて第二種特定鳥獣管理計画を策定しています。また、ツキノワグマについては、本県では近隣府県に比べて生息数が少ないため第一種特定鳥獣保護計画を作成し、地域個体群の安定維持と人身被害の回避等の低減を図っています。

ニホンジカの令和元年度の推定生息数は、約41,600頭（中央値：90%信用区間約33,000頭～約52,100頭）で、これを減じるためには、捕獲を進める必要があります。県では、市町が取り組む捕獲事業への支援に加え、平成25年度から高標高域・奥山地域で滞留するシカの捕獲業務を県事業として行い、農林業被害の低減・植生衰退の軽減に向けた取組をしています。一方、被害防除として、農林業地はもとより、後述する伊吹山等においても防護柵等の対策を進めています。

カワウについては、急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地（コロニー）周辺での樹木の枯損が起きているため、平成21年度から捕獲を実施しています。その結果、平成20年度春期には約38,000羽程度いた生息数が、令和2年度頃には7,000羽程度まで減少したものの、令和3年度春には増加傾向に転じ、令和7年度春期の生息数は、約18,300羽となっています。

◆ 滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移

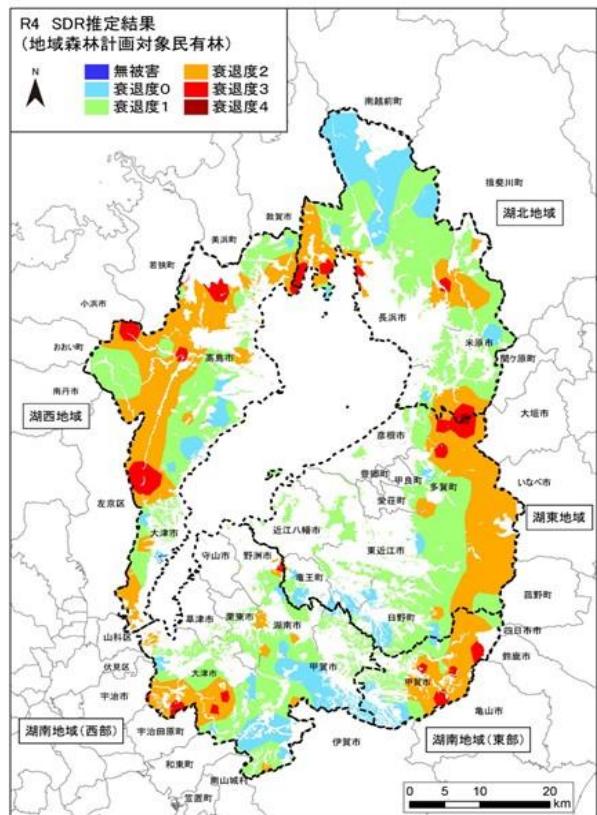




ニホンジカによる皮はぎ被害

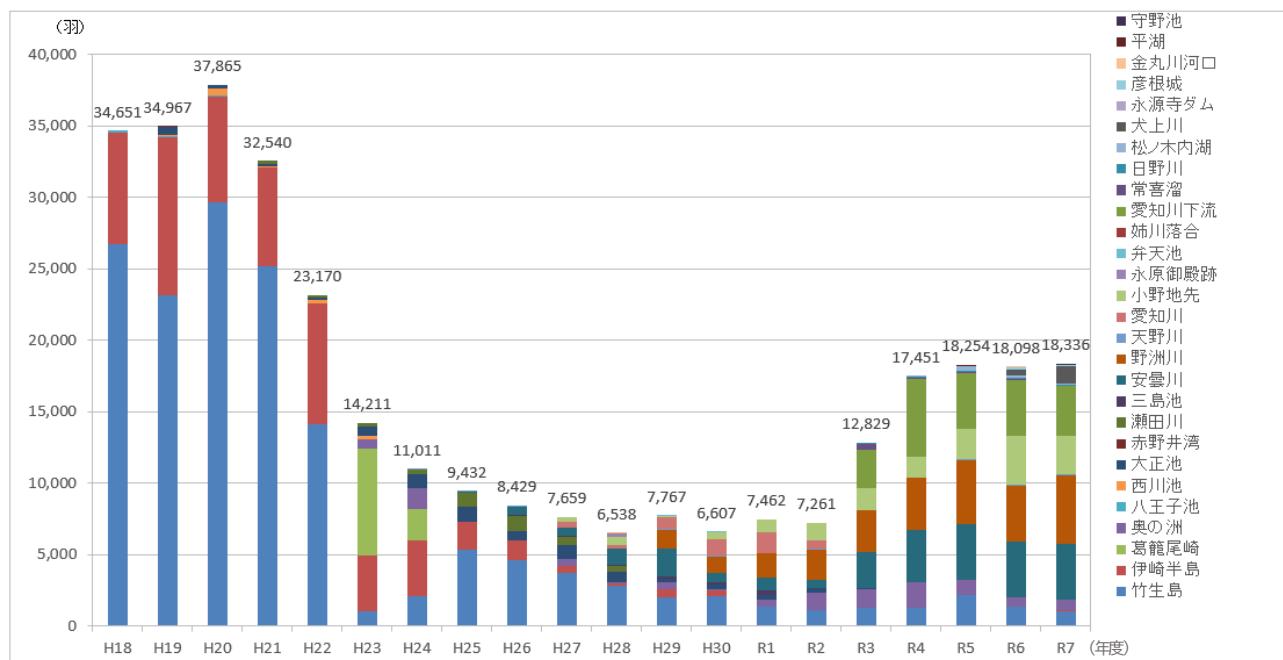


下層植生が衰退した森林



下層植生衰衰退別の落葉広葉樹林の推定分布

◆ 滋賀県春期（5月）カワウ生息数の推移



生息・生育環境の改善

● 緑地環境保全地域・自然記念物

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、令和6年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、自然保護地など約876万m²を公有化しています。

● 自然公園の指定

<自然環境保全課>

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%です。

● 伊吹山の自然再生

<自然環境保全課>

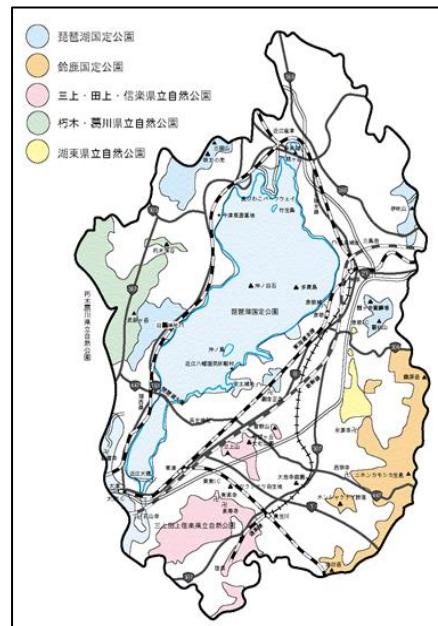
伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されていましたが、現在では年間約25万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

山頂部一帯と登山道周辺における利用者の踏み荒らし等による重要植物の減少や外来植物の侵入などの影響が生じたことを受けて、地元団体や学識経験者、関係行政機関等の参画を得て、平成20年(2008年)5月に現在の伊吹山を守る自然再生協議会を設置し、「伊吹山再生全体構想(平成21年(2009年)3月)」を策定しました。協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板の設置、登山道の修繕、低木等の伐採を進めてきました。また、平成27年度から入山協力金を導入し、伊吹山の適正な管理に活用しており、山頂のお花畠において、ニホンジカによる食害が深刻であることから保全のため植生防護柵を設置しています。

近年、伊吹山では、食害による斜面の裸地化に加え、降雨の影響もあり土壌の浸食が急速に進行しており、令和5年7月の大雪により、表登山道がある南側斜面で大規模な土砂崩れが発生したほか、令和6年7月には麓の米原市伊吹で大雨により3回の土砂災害が発生しました。県と米原市は、植生復元やニホンジカの捕獲、表登山道の復旧、斜面上の植生復元を図る自然再生事業や、森林の維持造成を図る治山事業といった復旧対策を推進していきます。

◆ 県内の自然公園



伊吹山山頂
お花畠案内図や立入防止柵

● びわこ地球市民の森

<都市計画課>

びわこ地球市民の森は、野洲川南流の廃川敷地を活用して、様々な生き物が暮らす豊かな緑を再生するためとして、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」、「訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹等からなる林の形成」をコンセプトに、植栽基盤や園路などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、一般から参加者を募り、苗木植樹を中心に行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年(2001年)の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成26年(2014年)3月末までに、延べ45,994人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。その後は県民の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、間伐などの植栽管理を実施しています。

● 豊かな生きものを育む水田

<農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田では、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚が琵琶湖と水田を行き来し、平野部から中流域では、ホタル、ドジョウ、カエルなどが水田と水路を行き来し、アカガエル類やヤマトサンショウウオなどが水田、水路、里山を行き来して生活する環境があり、豊かな生態系が保たれていました。

しかし、農業の生産性や生活の利便性を向上するための整備を進めたことにより、水田の生態系保全機能等が低下しました。

そこで、水田とその周辺に生息する生きものが行き来できる環境を取り戻すため、「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めています。



水田に遡上する親フナのようす

■ 魚のゆりかご水田プロジェクト

湖魚が琵琶湖と水田の間を容易に行き来できる、かつての琵琶湖周辺の水田環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトにより、かつての水田環境が再生されるほか、生きもの観察会が開催されるなど、子ども達の貴重な環境学習の場の提供にもつながっています。

また「魚のゆりかご水田」を中心とする「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす『琵琶湖システム』」が、令和4年（2022年）7月にFAO（国連食糧農業機関）から「世界農業遺産」に認定されました。



魚のゆりかご水田の現地調査
(世界農業遺産の調査員)

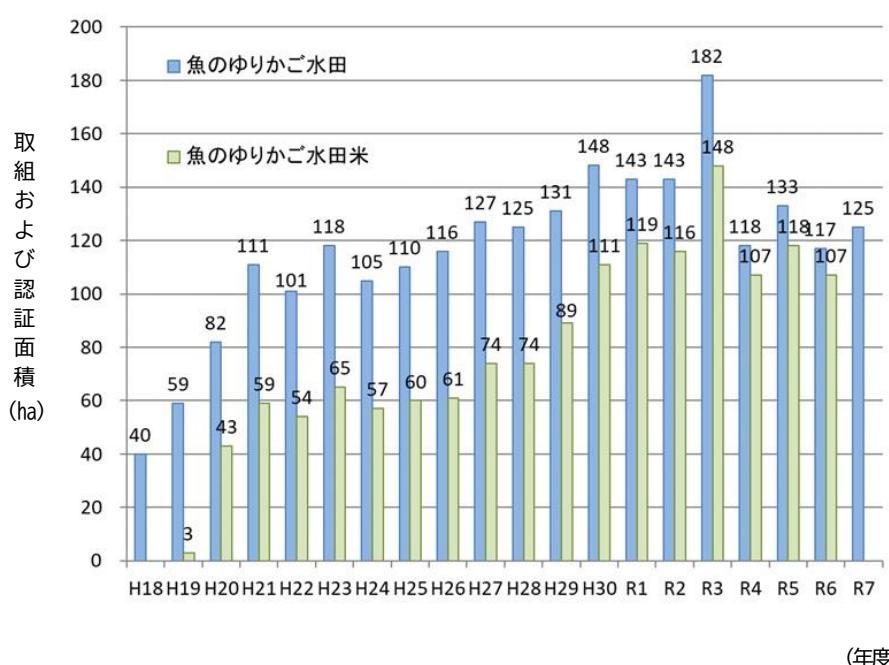
■ 魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田」に取り組み、環境こだわり農業を基本として、除草剤を使用する場合は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすとされている除草剤を除いたものに限るなどの条件を満たした栽培方法で作られたお米を『魚のゆりかご水田米』として県が認証しています。

認証された「魚のゆりかご水田米」は、県内の直売所やコープしが等での販売や野洲市で学校給食に活用されているほか、魚のゆりかご水田米を使ったお酒の開発など、付加価値を高めた商品の販売もされています。

また、彦根市のふるさと納税返礼品など、ギフト用にも活用されています。

◆ 魚のゆりかご水田取組および魚のゆりかご水田米認証面積の推移



● 多自然川づくり

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



石田川多自然川づくり（環境保全力ゴ型護岸）
(高島市今津町福岡他)

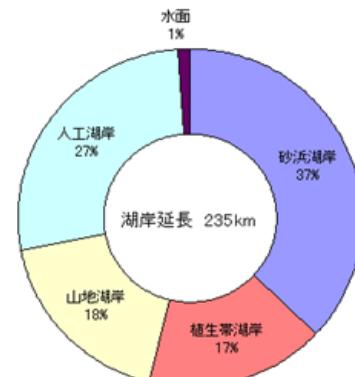
● 琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。

■ 基本方針

- ・人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ・事業の評価を施策に反映
- ・地域の特性を活かし地域住民と連携・協働



【平成14年（2002年）河港課（現流域政策局）調査】

◆ 湖岸分類

- ・砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
- ・植生帶湖岸：水際線がある程度まとまりのある植生帶（ヨシ、マコモなど）である湖岸。
- ・山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
- ・人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
- ・水面：河口部などの水面。

※水際線：B. S. L.（琵琶湖基準水位）±0.0m付近として調査した。



菖蒲浜砂浜保全（突堤工、養浜工）
(野洲市菖蒲)

◆ 砂浜湖岸の保全・再生

湖岸の保全と自然環境の再生を図るために、砂浜の侵食防止を目的とした突堤工や養浜工等を行っています。

琵琶湖森林づくり基本計画

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16年（2004年）3月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するため、同年12月に策定した琵琶湖森林づくり基本計画（第1期：平成27年度～令和2年度）では、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいくため、戦略プロジェクトとして「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げ取組を進めました。

令和3年度から始まった第2期計画（令和12年度までの10年間）では、第1期計画の総括を踏まえ、森林づくりと農山村の活性化を一体的に行う「やまの健康」の取組や、気象災害の頻発に伴う風倒木などの被害に対応する災害に強い森林づくり、公共建築物の木造化の促進、森林・林業の人材育成などを盛り込んだ4つの方針 ①森林づくり ②地域づくり ③産業づくり ④人づくり を掲げ森林づくりを進めています。

また、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が令和5年（2023年）3月に制定されたこと、および顕在化する課題に対応するため、令和5年度に施策や目標値の見直しを行いました。

<森林政策課、びわ湖水系面進歩課>



琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる
4つの方針

■ 生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなどの水源の涵養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

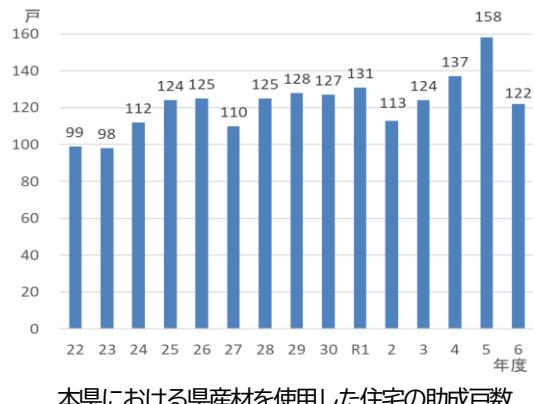
■ 県産材の安定供給体制の確立

森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの連携した取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、川上においては、搬出間伐等の素材生産を推進するとともに、主伐・再造林による森林の更新を推進しています。

川中では、県産材の流通拡大を進めるため、「滋賀県木材流通センター」を核とした県産材の加工・流通体制の強化に取り組んでいます。

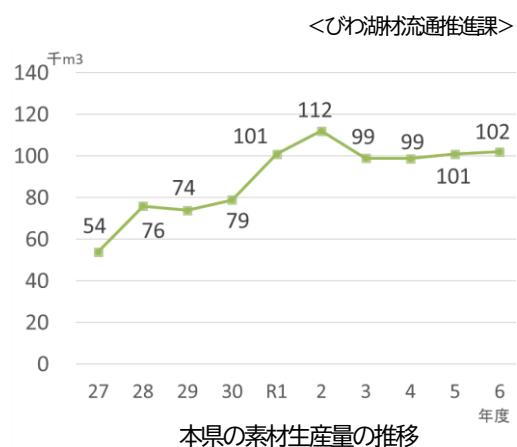
川下では、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発を行い、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進しています。



森林づくりの推進

● 県産材の生産

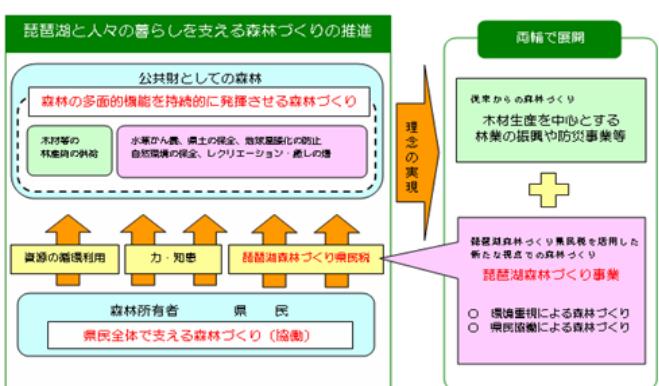
森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業の活性化による適切な森林整備や素材生産を推進し、森林資源の循環利用を進めることができます。令和6年(2024年)の県産材の生産量は102千m³となっています。また、平成24年(2012年)に東近江市において県産材の流通拠点である「滋賀県木材流通センター」が開設、平成27年(2015年)には米原市において木質バイオマス発電施設が稼働するなど、県産材の利用を図る施設整備が行われています。



● 球磨湖森林づくり県民税

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに協働してご負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。納付された税を、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。

この税は、県民税均等割の額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200~88,000円をご負担いただくもので、令和6年度の税収額は、約7億7千万円となっています。



● 「緑の募金」活動の推進

<森林政策課>

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、（公財）滋賀県緑化推進会が、春（4月1日～5月31日）と秋（9月1日～10月31日）に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。



募金の様子

● 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

<森林政策課、森林保全課>

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

一方、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齡の樹木が混在する環境林へ誘導するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、令和6年度は、森林を健全な状態に保つための間伐等の森林整備を1,522ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林は、保安林の指定を進め、令和6年度末の保安林面積は、68,051haと民有林面積の約37%を占めています。

一方、近年は水源林周辺の目的不明な森林の取得など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。林野庁の調査によると、平成18年（2006年）から令和6年（2024年）において、居住地が海外にある外国人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて411件、3,040ha確認されています。そのため、本県を含む20道県（令和6年7月時点）が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

■ 森林クラウドや衛星監視の仕組みの導入

航空レーザ計測による資源解析が概ね全県分完了し、森林の微地形、林相、人工林の疎密度などの情報が網羅的に整備されました。

令和6年度に整備した森林クラウドには、こうした情報のほか、森林の施業履歴等を搭載しています。市町や林業事業体においては、森林クラウドに搭載された情報を現地で活用し、施業提案の効率化や、森林経営管理制度の推進を図っていくことが求められます。

また、定期的（年4回以上）に撮影される衛星画像を利用し県全域の森林についてモニタリングできる体制を整えたことから、森林被害の早期把握や森林域の開発の監視、県営（有）林の巡視に活用しています。

● 巨樹・巨木林の保全

<自然環境保全課>

水源の森に残された貴重な巨樹・巨木林を保全し、持続的に活用するため、巨樹・巨木林を有する高島市朽木、長浜市木之本町金居原、長浜市余呉町の3地域において、地域資源の掘り起こしやエコツーリズムを推進するとともに、各地域の保全団体が実施する保全活動を支援しています。



トチノキの巨木

● 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

<森林政策課>

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんのが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。

また、農山村地域の豊富な森林資源や美しい景観など、有形・無形の地域資源を活かすため、地域住民自らが、森林等の地域資源を活かし、地域経済の活性化等を目指す活動を支援するとともに、都市部の多様なニーズに応えられるよう、森林空間を活用したサービスの構築等、「都市とやまをつなぐ」メニューの整備や体制づくり、人材育成に取り組んでいます。



森林空間利用のためのフィールド整備
(植樹のための獣害柵設置)

■ 森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるよう、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。

(「森づくりネット・しが」への登録 78 団体)

● 企業の森づくり

<森林政策課>

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。

● 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

<森林政策課、びわ湖畔水系面積推進課>

森林を適切に保全管理していく上では、県産材の有効利用の促進が大変重要であるとともに森林を管理するための人づくりも重要です。

このため、「滋賀もりづくりアカデミー」では、これから林業への就業を希望する方や既に就業している方、地域の森林管理を担う市町職員の方々を対象に様々な研修を行っています。

さらに、森林施設プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保にも引き続き取り組んでいます。

また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花園公園や、奥びわ湖山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。

● 森林経営管理制度による森林管理の推進

<森林政策課>

平成 31 年に施行された「森林経営管理制度法」では、森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化する一方で、森林所有者による経営管理が行われていない森林について、市町村が意向調査を行い、経営管理を委託したいとの意向が示された森林について、市町村が林業事業体に再委託したり、市町村自ら経営管理権集積計画を作成した上で森林整備を行うことができます。

しかし、森林境界が不明確であったり、市町職員が専門的な知識を有していないなどといった課題があるため、本県では森林環境譲与税を活用して以下の支援を行っています。

- ①航空レーザ計測による森林資源解析を行い、経営管理権集積計画の基礎資料として市町に提供
- ②意向調査や境界明確化の推進のため、法務局の公図を基にした境界明確化参考図（合成公図）を作成し、市町へ提供
- ③市町職員が森林経営管理制度等に取り組むため、森林・林業に関する専門的な知識や技術を習得するための研修を開催

水源涵養対策の推進

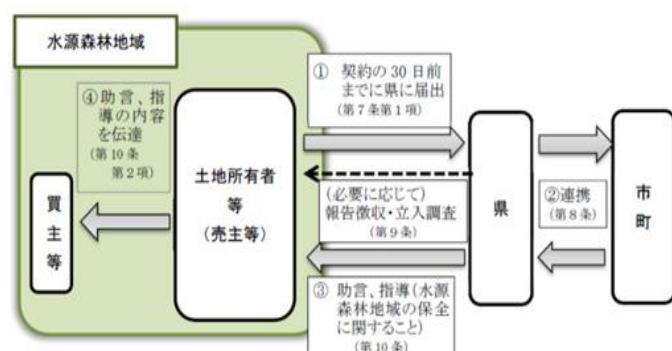
● 水源森林地域の保全（滋賀県水源森林地域保全条例）

<森林政策課、森林保全課>

滋賀の森林は琵琶湖等の重要な水源であることから、「琵琶湖森林づくり条例」第 12 条に森林の水源涵養機能の維持および増進を図るために県が必要な措置を講ずることを規定し、その必要な措置として、平成 27 年（2015 年）3 月に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しました。

この条例では、森林の有する水源涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を「水源森林地域」として指定するとともに、その地域内の適正な土地利用の確保を図るために、土地の売買等の契約（贈与や地上権の設定契約なども含みます。）を締結しようとするときは、30 日前までに土地の所在や利用目的等について、県に届出をしていただくことを定めています。

また、平成 27 年度から県内 5 か所の森林整備事務所と支所に「水源林保全巡回員」を配置し、森林の被害状況の調査や林業関連施設の点検などを行い、水源林の巡回を強化しています。



滋賀県水源森林地域保全条例に基づく事前届出の流れ

● 林地の保全

<森林保全課>

琵琶湖を取り巻く本県の森林は、その多様な機能の一つとして水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を発揮していますが、局地的豪雨による林地崩壊や間伐などの手入れ不足森林の増加により、機能が低下した森林も存在しています。これらの森林の機能回復・向上について、治山事業では、^{かん}保安林における森林整備および山地保全のための事業を積極的に推進し、森林の持つ水源の涵養機能の充実強化を図っています。

山地災害危険地区（山崩れ、地すべり及び土石流などにより人家や公共施設に直接被害が及ぶ恐れがある山の斜面や溪流）の指定箇所における令和6年度確定の着手箇所は1,296箇所です。

■ 治山事業

保安林において、山地災害による被害を復旧するために、渓流や山腹斜面を安定させる施設（治山堰堤や山腹工等）の整備を行っています。



治山堰堤



山腹工（重力式擁壁）

■ 保案林整備事業

保安林において、立木の過密化による表土の流出その他の公益的機能の低下による山地の崩壊または土砂、流木等の流出を防止するため、植栽木等を伐採し、本数を調整する事業を実施しています。このことにより、保存木の成長を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、下層植生の発達を促進し、土壤緊縛力および地表侵食の防止機能を向上させています。



間伐を行い、光環境を整え
下層植生が発達した森林

● 農地の保全

<農政課、耕地課、農村振興課>

農地の水源涵養等の多面的な機能は、農業生産が安定的に営まれることで発揮されるため、農地や施設の適切な保全が必要です。

しかし、農業従事者の減少や高齢化などにより、農地や施設の維持管理が困難となり、中山間地域等を中心に遊休農地・荒廃農地が増加しています。

このため、農地転用許可制度・農業振興地域制度の適切な運用や、農業委員会における農地利用の最適化活動への支援により、優良農地の確保と効率的な土地利用に向けて調整を図っています。

また、農業用水を安定的に供給するため、アセットマネジメント手法により計画的・効率的に農業水利施設の保全・更新策を推進しています。

さらに、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」などにより、農地や施設の保全活動に対して支援をしています。

● 砂防事業の推進

<流域政策局>

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し、殆どの河川が琵琶湖に流入しています。周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急であるうえに地質は風化花崗岩と古生層地帯で大部分が構成されています。

集中豪雨等により、多量の土砂が流下する恐れのある渓流において、下流の人家や公共施設を守るため、堰堤など渓流の保全を推進することにより、土砂の流れを調節します。



溝谷川砂防堰堤（長浜市）